

# 青森県報

第四千六十九号

平成二十七年  
十一月六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 証紙売りさばき人の指定……………(会計管理課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(西北地域県民局) ……三
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……七
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……八

### 出先機関

土地改良区の役員就任及び退任……………(中南地域県民局) ……八

## 告 示

青森県告示第七百七十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス事 業所	届 止 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
医療法人 なかざわ 整形外科	八戸市大字新井 田字館下一	通所介 護	な か ざ わ デ ィ サ ー ビ ス セ ン タ ー	平成 二七・八二〇	平成 二七・九三〇
岡三沢診 療所	三沢市緑町一丁 目二の五	居宅療 養管理 指導	岡三沢診 療所	二七・九三〇	"

青森県告示第七百七十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
	医療法人 なかざわ 整形外科	八戸市大字新井 田字館下一	なかざわ 居宅介護 支援事業	八戸市湊高台一 丁目二の二	平成 二七・八・一〇	平成 二七・九・三〇

青森県告示第七百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	届出年月日	廃止年月日
	医療法人 なかざわ 整形外科	八戸市大字新井 田字館下一	介護予防 防介護 通所	なかざわ デイサービス センター	八戸市湊高台 二丁目二の二	平成 二七・八・一〇	平成 二七・九・三〇
	岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	介護予防 防居室 療養指導	岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	二七・九・三〇	"

青森県告示第七百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）

がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	平成 二七・九・三〇

青森県告示第七百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期日
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	平成 二七・一〇・一

青森県告示第七百七十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称  
青森市大字三内字丸山一九八の四

一般財団法人青森県交通安全協会

二 指定年月日

平成二十七年十月二十八日

三 売りさばき場所

下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一

青森県告示第七百七十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	場 所
加入区 の名称	期 間	場 所
赤石水産 の四 西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字家岸五七 の四 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三 の一 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五 の一〇二	同右	赤石水産漁業協同組合
車力	つがる市富港町清水二六 松野昭一 つがる市富港町屏風山一の八五七 秋田浩一 つがる市牛潟町鷺野沢一九の六二四 尾野明彦	車力漁業協同組合
发起人の住所及び氏名	平成二十七年十一月六日から十一月二十日まで	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人住まいづくり学院

三 代表者の氏名

三浦 恵明

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字河原木字小田上二六の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、住宅に関する情報提供事業を行い、正しい住宅知識の普及啓発により、消費者の保護に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
青森県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	青森県福山市王子町一丁目三の五 代表取締役 青山理	変更無し
株式会社大創産業 青森県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 青森県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	変更無し
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山七七一の一 代表取締役 柳井正	変更無し
株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻二丁目一の一 代表取締役 横内達治	株式会社ライトオン 茨城県つくば市吾妻二丁目一の一 代表取締役 横内達治	変更無し
株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役社長 江尻義久	株式会社ワイエス 青森県八戸市大字廿三日町二 代表取締役 吉田誠夫	平成 二七・八・三
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役社長 寺井秀蔵	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役社長 上井健二	二七・四・四
株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂二丁目二の 一 代表取締役社長 野口実	株式会社エービーシー・マート 東京都渋谷区道玄坂二丁目二の 一 代表取締役社長 野口実	変更無し
トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四 代表取締役社長 土居健人	トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社 東京都中央区築地五丁目六の四 代表取締役社長 土居健人	変更無し

三  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社  
東京都中央区八重洲一丁目二の一  
代表取締役 中野武夫

一  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ドリームタウンA.L.I  
青森県浜田三丁目一の一外

株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	株式会社赤とんぼ 青森市新町一丁目二の八 代表取締役 夏目俊紀	変更無し
株式会社ファイブ・ワン 青森市港町二丁目二六の二三 代表取締役 柏公市	株式会社ファイブ・ワン 青森市港町二丁目二六の二三 代表取締役 柏公市	変更無し
株式会社メゾン 青森市古川一丁目二〇の一 代表取締役 三上孝	株式会社メゾン 青森市古川一丁目二〇の一 代表取締役 三上孝	変更無し
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役社長 大原孝治	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目一九の 一〇 代表取締役社長兼CEO 大原孝 治	二七・七・七
株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	株式会社デジタルサービス 弘前市大字駅前三丁目五の一 代表取締役 小山内眞	変更無し

四 届出年月日  
平成二十七年九月二十九日

五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所  
2 期間  
平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。  
六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年三月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目の一八六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

大和情報サービス株式会社  
東京都台東区上野七丁目一四の四  
代表取締役 福島長男

変 更 後

大和情報サービス株式会社  
東京都台東区上野七丁目一四の四  
代表取締役 藤田勝幸

変 更

平成  
二四・四・二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

変 更  
年月日

株式会社オートバックスセブン  
東京都江東区豊洲五丁目六の五二  
代表取締役 住野公一

株式会社オートバックスセブン  
東京都江東区豊洲五丁目六の五二  
代表取締役 湧田節夫

平成  
三〇・三・二〇

株式会社ライトオン  
茨城県つくば市東新井三七の一  
代表取締役 藤原政博

株式会社ライトオン  
茨城県つくば市吾妻一丁目一の一  
代表取締役 横内達治

一六・八・二〇  
(住所)  
三三・八・三三  
(代表者  
の氏名)

株式会社大創産業  
広島県東広島市西条吉行東一丁目  
四の十四  
代表取締役 矢野博文

株式会社大創産業  
広島県東広島市西条吉行東一丁目  
四の十四  
代表取締役 矢野博文

三三・九・二九

四 届出年月日

平成二十七年九月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年三月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ア クロスプラザ黒石  
黒石市富士見町一〇九の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社  
東京都千代田区三崎町三丁目三の三三  
代表取締役 佐藤隆
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東一〇 丁目一の二一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	平成 二七・三 一 (名称) 三・六 五 (住所) 三・三 一 (代表者 の氏名)
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四一 代表取締役 柴田憲次	変更無し	DCMホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の四一 代表取締役 石黒靖規	変更無し	
変更	変更	変更	変更	変更

株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 栗原勝利	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 白土孝	二五・五・三
--	---	--------

株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九の 八 代表取締役 舟橋政男	株式会社チヨダ 東京都杉並区成田東四丁目三九の 八 代表取締役 舟橋浩司	二五・五・三
---	---	--------

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 四の一四 代表取締役 矢野博文	変更無し	
---	------	--

株式会社西松屋チエン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村禎史	変更無し	
---	------	--

株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	変更無し	
--	------	--

株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 寺井秀蔵	株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 上山健一	二七・四・二四
---	---	---------

株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の 三三 代表取締役 伊瀬幸郎	変更無し	
--	------	--

大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 藤田勝幸	二四・四・二
---	---	--------

スマイルメガネ 弘前市大字泉野三丁目四の一 工藤久敦	変更無し	
----------------------------------	------	--

- 四 届出年月日  
平成二十七年九月二十九日
- 五 届出書の縦覧  
1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年三月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区三崎町三丁目三の三三

代表取締役 佐藤隆

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	平成 二七・三 一	年月日
ホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 柴田憲次	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	ホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 柴田憲次	変更無し	DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	変更無し	平成 二七・三 一	年月日
株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 栗原勝利	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 白土孝	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 栗原勝利	変更無し	株式会社マックハウス 東京都杉並区梅里一丁目七の七 代表取締役 白土孝	変更無し	二五・五・三	年月日
株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合宏光	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合映治	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合宏光	変更無し	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更無し	二六・六・二四	年月日
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の一 代表取締役 鶴羽樹	変更無し		年月日

四 届出年月日

平成二十七年九月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年三月六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十七年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
つがる市木造朝日一〇の二、一〇の四、一〇の七、一一の二、一一の五、一二の四、一二の五、一三の五、木造朝日一〇の二の四及び一三の五、木造朝日一〇の二の地先	大阪府大阪市北区鶴野町一の九 ヤンマーアグリシヤパン株式会社

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊

田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十一月六日

中南地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	平成 三〇・一三就任
"	一戸 勝男	大字新里字中樋田二八の六	"
"	相馬 満永	大字福村字堀合九二の四	"
"	長尾 勝雄	大字福田字花岡四五の一	"
"	阿保 敏秋	大字境関字富岳五〇の一六	"
"	一戸 喜代美	大字新里字下樋田九四の五	"
"	福士 昭一	" 字西里見七四	"
"	対馬 丈之	大字福村字下川原二の八	"
"	小田 義勝	大字撫牛字五丁目六の一四	"
"	小野 春一	大字境関字富岳七六の一	"
監事	一戸 豊秋	大字新里字東平岡二一の四	"
"	相馬 俊逸	大字福村字福富二七の九	"
"	柳田 保彦	大字外崎四丁目八の一〇	"
"	石岡 政憲	大字小比内一丁目一三の二	三〇・一三退任
理事	一戸 登	大字新里字中平岡六六	"
"	一戸 勝男	" 字中樋田二八の六	"
"	長尾 勝雄	大字福田字花岡四五の一	"
"	阿保 敏秋	大字境関字富岳五〇の一六	"
"	相馬 満永	大字福村字堀合九二の四	"
"	福士 昭一	大字新里字西里見七四	"
"	対馬 丈之	大字福村字下川原二の八	"
"	小野 春一	大字境関字富岳七六の一	"
"	小田 義勝	大字撫牛字五丁目六の一四	"
監事	一戸 豊秋	大字新里字東平岡二一の四	"



” ”
柳田 相馬 保彦 俊逸
” ”
大字外崎四丁目八の二〇 大字福村字福富二七の九
” ”

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭